

全国初

静岡労働局  
(一社)静岡県信用金庫協会  
東海財務局静岡財務事務所

**静岡県信用金庫協会・静岡労働局「働き方改革包括連携協定」本格始動！**

静岡労働局（局長：高森洋志）と（一社）静岡県信用金庫協会（会長：御室健一郎）とが平成28年12月6日に締結した「働き方改革についての包括連携に関する協定」に基づき、県内各信用金庫と静岡労働局及び県内各公共職業安定所（以下「ハローワーク」と言います。）との連携方法が具体化しました。

連携内容は下記のとおりですが、今回の連携内容の決定にあたっては、財務省東海財務局静岡財務事務所（所長：児玉光載）からの提案もあり、充実した内容となっています。

こうした県内全信用金庫と県内全ハローワークとの組織的な取組みの具体化は、金融機関との連携協定の中で盛り込んだのは、全国初のものとなります。

記

1. ハローワーク発行の求人情報誌を県内12信用金庫が指定する店舗内（ATMコーナーなど）に定期的に備え置きする。
2. 県内12信用金庫職員が企業（特に人材不足に悩む企業）を訪問する際に、ハローワーク職員等が同行し、より効果的な求人手法等についてアドバイスを行う。
3. 各信用金庫の職員向け又は顧客向けの働き方改革や労働関係助成金等にかかるセミナーを開催する。
4. 各信用金庫の支店長会議等の場に、ハローワーク職員が出席し、雇用失業情勢や他の機関との連携状況等について説明を行う。
5. 各信用金庫に、労働関係の相談が寄せられた場合は、相談内容に関する労働行政窓口等の案内を行う。

★東海財務局静岡財務事務所長の児玉光載のコメント

地域の金融機関においては、顧客企業のニーズや課題を共有し、これに沿ったサービスの提供に努めていくことが求められている。こうした中、人手不足解消や働き方改革への対応等が県内企業にとって非常に重要な課題となっており、雇用問題等の専門行政機関と、金融機関が連携し、積極的に課題解決に取り組んでいくことは有益であると考え、当事務所から両者に連携策を提案したもの。

なお、本件は、島田信用金庫とハローワーク島田が、先駆的に取り組んでいることを知り、県下全域に拡大させていくことが有益であると考えたもの。

今後とも各方面と協力しながら、地域経済の活性化のため様々な活動を行っていきたい。

（問い合わせ先）

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ・ 静岡労働局 雇用環境・均等室   | 054-254-6320 |
| （一社）静岡県信用金庫協会      | 054-255-5530 |
| ・ 東海財務局静岡財務事務所 理財課 | 054-251-4321 |